



# まちづくり通信

第20号

新清洲駅北土地区画整理事業

令和元年8月発行

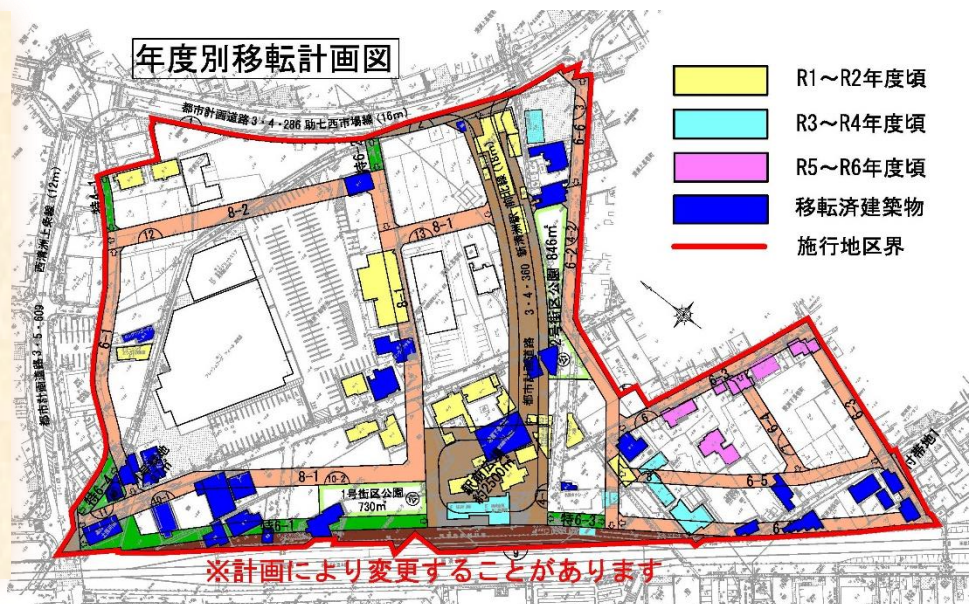
残暑の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本事業においては、皆様のご理解ご協力により平成30年秋から工事が始まりました。今回の通信では、①今後の事業スケジュール、②平成30年度区画整理工事の完了、③仮換地の使用収益開始、④令和元年度区画整理工事の概要、⑤7月に開催されました新清洲駅北土地区画整理審議会および新清洲駅北土地区画整理評価委員会の報告についてお知らせします。

## 今後の事業スケジュール

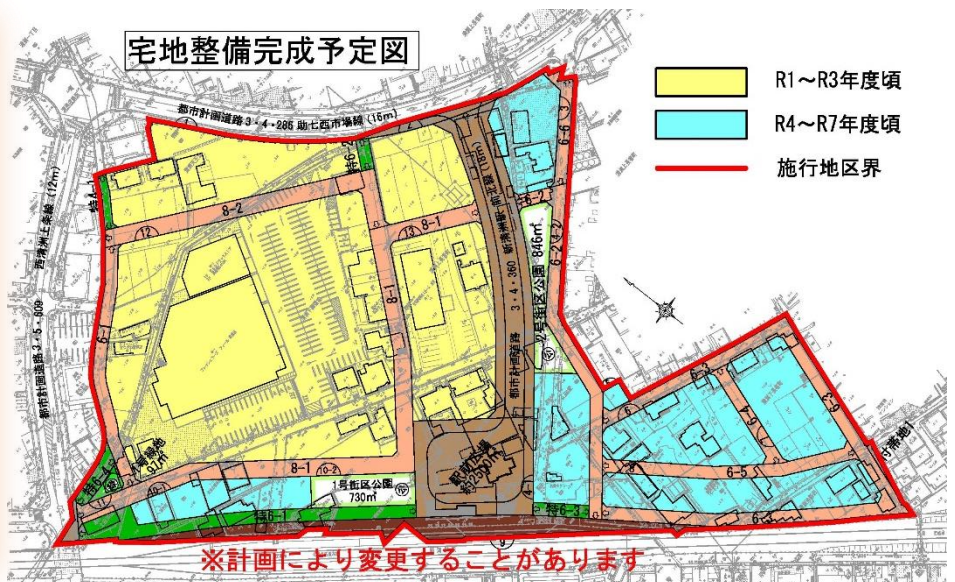
### 建物等の移転について

事業を進める際には、皆様方の建物や工作物などの移転のご協力をお願いすることになります。右記の図面は、令和元年度以降の移転計画(予定)ですが、具体の移転時期などは個別にご説明に伺いますので、ご理解ご協力をお願いします。



### 宅地整備完成予定について

平成30年度から工事が始まり、右記の図面のとおり令和元年度以降順次仮換地をお引渡します(予定)。なお、工事期間中は振動・騒音等ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



## 平成30年度区画整理工事の完了について

平成30年度に発注した新清洲駅北土地区画整理事業に伴う工事は、令和元年7月末に完了しました（完成区域は3ページ図面にて桃色表示）。

工事期間中は、なにかとご不便、ご迷惑をお掛け致しましたが、皆様のご理解とご協力を賜り無事に完了することができましたことを厚く御礼申し上げます。

今年度も引き続き区画整理工事を安全第一で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

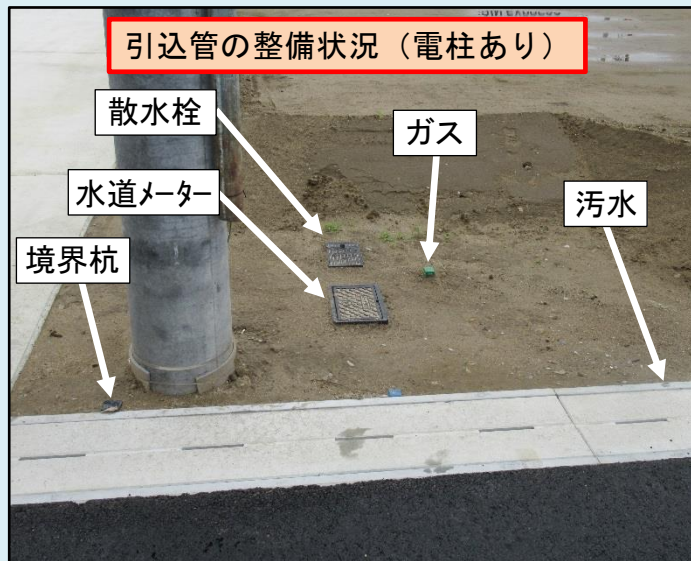


## 仮換地の使用収益開始について

今年度から、いよいよ一部の仮換地について、権利者の方々へお引渡しをすることができ、これにより仮換地での建築等の行為が可能になります。

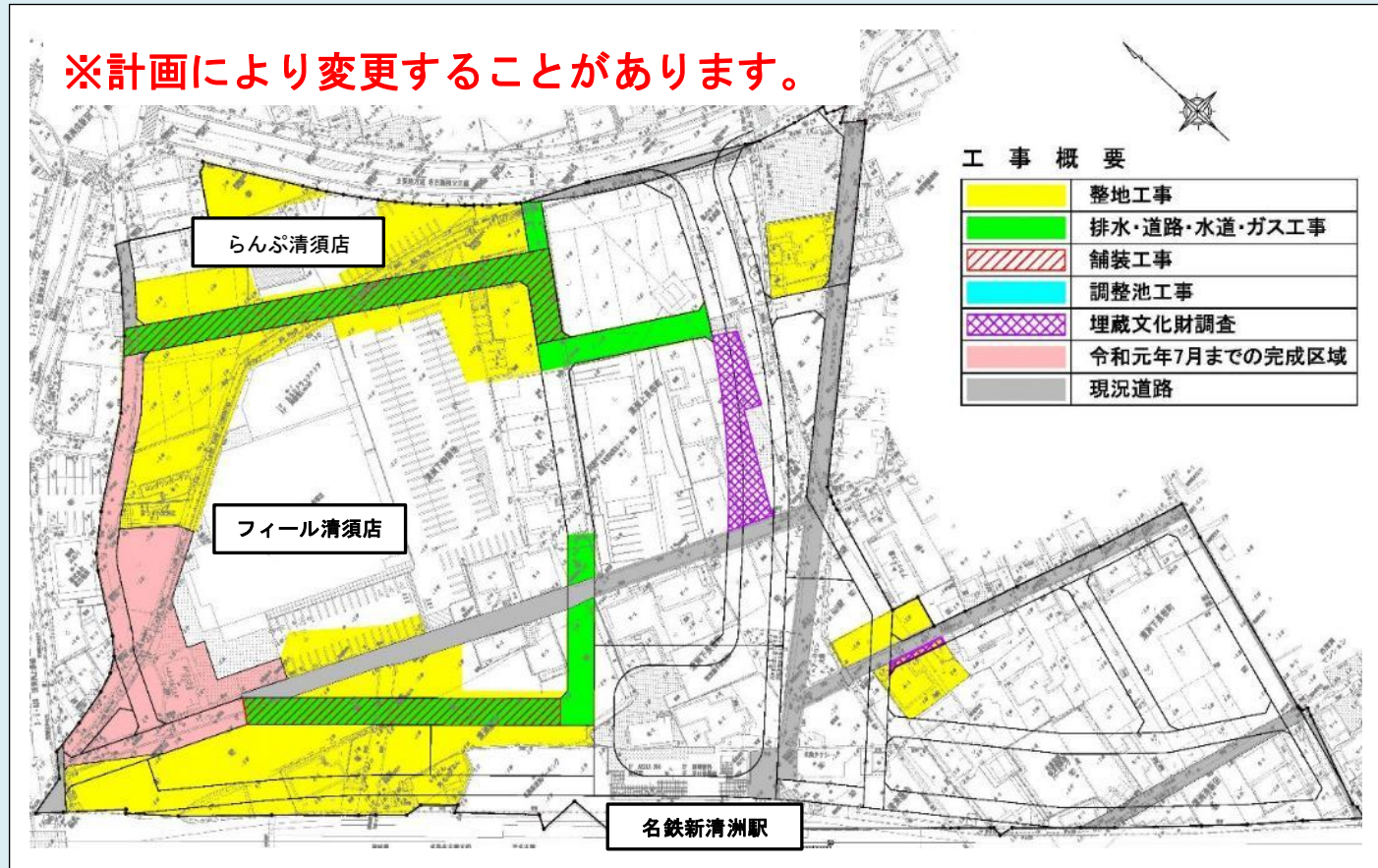
使用可能となる仮換地の権利者の方々へは、『**仮換地の使用収益開始日の通知**』を個別に送付致します。

仮換地の宅盤については、道路より低くならないよう10~30cm程度造成し、法面（斜面）を作ります。また、供給処理施設（水道・ガス・汚水）の引込管については、所有者の方へ個別に位置などの意向をお聞きしたうえで整備します。



## 令和元年度の区画整理工事の概要

※計画により変更することがあります。



## 第7回土地区画整理審議会

- ☆ 日 時 令和元年7月22日（月）  
午後1時30分～
- ☆ 会 場 清須市役所南館3階 大会議室
- ☆ 出席委員 7名（3名欠席）
- ☆ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ☆ 議 題

### 〈審議事項〉

- （1）評価員の選任について（諮問第12号）
  - ・吉田評価員の辞任により渡辺評価員を選任しました。

### 〈報告事項〉

- （1）事業の進捗状況について
- （2）仮換地指定について（第1回使用収益開始）
- （3）令和元年度、令和2年度の工事概要について



## 第5回評価員会

- ☆ 日 時 令和元年7月31日（水）午前10時～
- ☆ 会 場 清須市役所南館3階 大会議室
- ☆ 出席委員 2名（1名欠席）
- ☆ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）
- ☆ 議 題 土地区画整理審議会の報告事項と同内容

## 土地区画整理事業に係る説明会

- ☆ 日 時 令和元年8月24日（土）  
午前10時～
- ☆ 会 場 清洲市民センター2階 201集会室
- ☆ 内 容（1）令和元年度の工事概要について  
（2）仮換地指定について（第1回使用収益開始）  
（3）今後の事業予定について

## 必要な届出

事業区内で建築行為を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づく清須市長の許可が必要となります。また、土地所有者の住所や氏名を変更されたときや仮換地の分割又は合併を希望される場合は、清須市へお問い合わせください。

この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp